第明三治二十五種郵便物認可
平成21年7月9日　木曜日　官報（号外第145号）（3分冊の2）

**平成２１年（フ）第１５１号**
北海道苫小牧市明野新町６丁目８番９―103号
債務者　藤井イサ子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２１年（フ）第１７３号**
秋田市泉三嶽根７番11号
債務者　齋藤勝幸の店こと　齋藤　勝幸
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１７４号**
秋田市泉三嶽根７番11号
債務者　齋藤　正子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１５９号**
茨城県かすみがうら市稲吉東２丁目３番２号
債務者　鍵　　勲
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２１年（フ）第１６０号**
茨城県かすみがうら市稲吉東２丁目３番２号
債務者　鍵　　哲子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２１年（フ）第６９号**
群馬県桐生市川内町２丁目169番地の１
債務者　星野　俊策
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２１年（フ）第７０号**
群馬県桐生市川内町２丁目169番地の１
債務者　星野トシ子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２１年（フ）第１１８号**
富山県砺波市平成町５番19号
債務者　西田　静香
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２１年（フ）第１２１号**
富山県小矢部市名畑52番地14
債務者　西永　清美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２１年（フ）第１３３号**
富山県射水市七美532番地
債務者　南　　敏之
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２１年（フ）第１０１号**
三重県津市南新町１番８号　新町ハイツ502
債務者　竹岡末向朗
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１１１号**
三重県鈴鹿市白子２丁目30番３号
債務者　喜多　博子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１１９号**
三重県鈴鹿市下箕田３丁目17番30号
債務者　芝崎　正子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１２４号**
三重県津市森町2134番地、前住所大阪府東大阪市荒本２丁目５番７―301号　７棟301号
債務者　岩本眞理子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１３１号**
三重県津市中河原579番地２、前住所三重県津市高茶屋小森町441番地１
債務者　前田　　亮
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１３２号**
三重県津市中河原579番地２、前住所三重県津市高茶屋小森町441番地１
債務者　前田　途代
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第５８３号**
京都市東山区花見小路通三条下る教業町662番地１　市営住宅３棟206号
債務者　清水小百合
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係